

代 表 者	経理責任者
	

支 払 伝 票			経理番号
			/
会 派 名	無会派	年 度	平成 29 年度
項 目	備品消耗品費	金 額	50 円
内 容	270-代 9月分		
支 払 先	六甲商会	支払年月日	平成 29 年 11 月 2 日
備 考			
領収書又はこれに準ずる書類を添付すること（書類が多い場合は裏面に続く）			

領 収 証

領収証No. 20171031210528004

29 年 11 月 2 日

下記の通り正に領収致しました。

高木議員 様

金 額	¥50
-----	-----

9月分270-代

株式会社 六甲商会



代 表 者	経理責任者
	

支 払 伝 票			経理番号
			2
会 派 名	無会派	年 度	平成 29 年度
項 目	資料購入費	金 額	36,720 円
内 容	ゼンリン地図 加古川市(南部) 加古川市(北部) バンダー 振込手数料 108円		
支 払 先	株式会社 ゼンリン	支払年月日	平成29年12月28日
備 考			

領収書又はこれに準ずる書類を添付すること（書類が多い場合は裏面に続く）

ご利用明細

本日はご来店いただきありがとうございます。
ご利用明細をご確認のうえ、お持ち帰りください。
裏面のご案内もあわせてごらんください。

SMBC

☆☆お振込☆☆

お振込金額 ￥36,612
振込手数料 ￥108

お受取人は

銀行

支店

カ) ゼンリン ヒメツ イイキ ヨウツヨ 様

お振込人は

タカキ リ 様

お取扱日 29.12.28 電信振込

取扱店	振番	年 月 日	時刻
431	74	29.12.28	14:06
*2817			

銀行番号 店番号 口座番号等

印紙税申告納
付につき
税務署承認済

三井住友銀行

請 求 書

No. _____
年 月 日

加古川市議会無会派
高木英里

様

お客様コードNO. _____

〒675-8501
兵庫県加古川市加古川町北在家2000

TEL :

株式会社 ゼンリン

姫路営業所
〒670-0917

兵庫県姫路市忍町206 KS十二所前ビル1F

TEL 079-288

FAX 079-222

所 長 松本

下記のとおりご請求申し上げます。

お支払い方法	集 金 ・ 振 込
お支払い予定日	年 月 日

振込先銀行

銀行 支店

株式会社ゼンリン姫路営業所

注文書番号

納品書番号

納品日付

検収日付

お振込みの際の手数料はご負担願います。

合計金額

¥36,612- (消費税等込み)

商 品 名	種 別	単 価	数 量	金 額
加古川市1(南部) 201710		15,300	1	15,300
加古川市2(北部) 201710		12,600	1	12,600
B4-36-厚-布E バイダー		6,000	1	6,000
* * 小 計 * *				33,900

御買上金額	消費税	御買上合計金額	御入金額	御請求額
33,900	2,712	36,612	0	36,612

【備考】

本伝票に記載されましたお客様の個人情報は、アフターサービス、各種キャンペーンのご案内のために利用させていただきます。

		代 表 者		経理責任者	
					
支 払 伝 票					経理番号
					3
会 派 名	無会派	年 度	平成 29 年度		
項 目	広報費	金 額	133,920 円		
内 容	議会報告 2017年夏季号				
支 払 先	㈱関西共同印刷所	支払年月日	平成 29 年 12 月 28 日		
備 考					
領収書又はこれに準ずる書類を添付すること（書類が多い場合は裏面に続く）					

領 収 証 高 木 え り 様

金 額	¥ 133,920				
-----	-----------	--	--	--	--

入金内訳	現 金	振 込
	小 切 手	
	手 形	

但し 加古川市議会報告 2017年夏季号

2017 年 12 月 28 日 上記正に領収いたしました。



株式会社 関西共同印刷所

本 社 大阪市北区大淀中3丁目15番5号
TEL 大阪(06)6452-1188(代)
京都営業所 京都市中京区衣笠通東川上ル(吉田ビル)
TEL 京都(075)211-5941



請 求 書

加古川市加古川町北在家 2 0 0 0

日本共産党加古川市議会議員団気付

様

〒531-0076 大阪市北区大淀中3丁目15番5号

TEL 06-6453-2564 (営業部)

取引銀行

銀行

支店

銀行
銀行

店店
文支

銀行 銀銀

支店

動金庫

支店

名義・カ)カンサイキョウト ワインサツショ

日 付	伝票番号	お客様コード	担 当	取引	連 番
2017.08.03	138297			売掛	225773

区分	商 品 名	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
売上	加古川市議会報告 2017年夏季号 B4×2	16,500			124,000	(税抜き金額)
備考		対象額	124,000	消費税	9,920	合計 133,920



市民の合意で 学校の将来図は

小規模学校の教育環境のありかたはどうか？
大規模学校は必要か？



岸本たてき 議員

◎統廃合で地域は元気になるの？

公共施設等総合管理計画が本年2月に出されました。公共施設の床面積の23.4%を削減する計画です。計画書に学校は文部科学省作成の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する手引」等の趣旨を踏まえながら総合的に検討としています。

6月24日から実施のまちづくりオープンミーティングで、市北部5小学校の教育環境の在り方について懇談が行われました。市民から「地域で子どもたちが見守られている。地域の繋がりが大切、田園風景を求めて転居した。小さな学校と街づくりが大切」と話されました。

統廃合を進めた自治体で、更に人口減少となっている例が全国にあります。

学校の将来は、市民の意見を積み上げて街づくりを考えることが必要ではないでしょうか。



校庭の避難所標識と標語など

◎大規模(720人超え)小学校の 教育環境の在り方について

文科省の適正基準を超過した小学校が16校もあることを3月議会に続け取り上げました。最大の小学校は37クラス、生徒数が1100人です。国基準の18クラスを超える小学校への対策が出されていません。教育環境の在り方については、小さな学校だけでなく、国基準を超過した学校を分割し、教育環境を整える対策が求められます。

大規模校への対策こそ必要です。市長の所見を質しました。

◎設置者責任が問われている

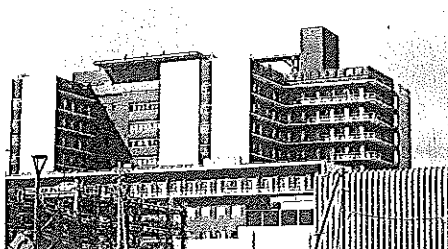
旧加古川東市民病院の廃棄処理業務として、平成28年度にフロン改修工事を委託した事業者の代表取締役から現金120万円を受け取ったとされる事件について5月18日福祉環境常任委員会で事件の報告がおこなわれました。

市の取り組みについては、地方独立行政法人法第122条第1項の規定に基づいて是正のため必要な措置を講じる事を命じたとし「法人の自主性を尊重するため行政は深く関与しない」「機構から協力要請あれば対応する」「機構による再発防止委員会設置には参事級の職員複数名を参加させる」などが答弁でありました。また、5月20日付の神戸新聞には、19日の定例会見で「機構の代表であるかのように(責任について)述べるにくい」「指導や助言はしていきたい」などの市長の発言が報道されました。市民のみなさんから、「市は関係がないかのような態度であればひどい」などの声も寄せられています。

公立病院は市民の命と健康を守るために市が責任と役割を果たしていくものです。それを独法にしたからと言って責任と役割がなくなってしまうわけではありません。社会福祉法人に福祉や保育を委託しています。市が厳しい条件を付け、指導や監督をおこなうでしょう。独法だろうが委託だろうが市民の生活のためにあるのは全く変わらないのではないのでしょうか。



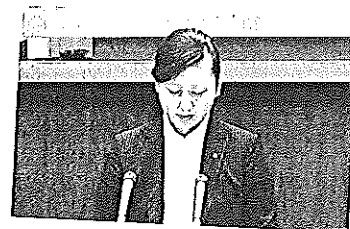
左から松崎議員、岸本議員、高木議員らが市長へ事件説明と再発防止へ早急に取り組むことを求める申し入れ書を提出



地方独立行政法人機構、中央市民病院

市の責任で 再発防止を

加古川中央市民病院で
贈収賄事件



高木えり 議員

地方独立行政法人とは 「住民の生活の安定並びに地域社会及び地域経済の健全な発展に資することを目的」とする地方公共団体が設立する法人

「まちづくりオープンミーティング」は市民全員を対象に **不採択**

学校は保護者だけのものではなく地域と共に作り上げているものだと考えます。

登下校の立ち番など、地域の皆さんの努力の中で、互いの顔がわかるお付き合いをしながら、学びを行い、手間をかけて子どもたちを育てています。そして地域の皆さんの母校であり、

心のよりどころです。

誰でも参加でき、多様な意見を互いに聞くことで充実した内容になるのではないのでしょうか。

「まちづくりオープンミーティング」は市民だれもが参加できるようにしてほしいと声があります。

就学援助の入学準備金を入学前支給に **不採択**

低所得世帯を対象に小中学校の入学準備費用、学用品費や給食費、修学旅行費などを援助するために就学援助制度があります。そのうち、新入学準備費用について、制服やランドセルなど大きな出費がかさむ4月に間に合うように、前倒しで支給する自治体が増えています。加古川市では就学援助制度の利用は入学してから6月に申請し、8月に支給されるので、入学の準備には到底間に合いません。

就学援助制度を利用するには前年度の所得金額が関わって

きますが、その金額が確定するのは5月となっています。市は「正確な所得金額で判断していきたい」としていますが、前倒しで支給している自治体では前々年度の所得金額で判断しているようです。6人に1人の子どもが貧困状態に置かれているということが国の調査であきらかになっています。制服やランドセルなどの高額な出費が貧困でなくても家庭にどれだけ負担になっているのか。市や教育委員会がどう考えるかが問われているのではないのでしょうか。播磨町では30年度から始めるそうです。

「共謀罪（テロ等準備罪）」法案の慎重審議を **不採択**

国民の思想・内心の自由を侵す憲法違反の「共謀罪」法案に対し、参議院法務委員会の、参考人意見陳述で、一橋大学名誉教授村井敏邦氏は「戦前の日本やナチスが、行為が無くても行為者の危険性を処罰する刑法体系で人々の自由を侵害し、恐怖に陥れたこと」とされ、弁護士の山下幸夫氏は「『黙示の共謀』による計画での犯罪成立が認められる」としました。両参考人が廃案にすべきとされています。世論調査でも73%が問題を指摘しています。国連特別報告者からも「共謀罪」を政府に

説明を求めています。

憲法の保障する「内心の自由」を捜査機関が、侵害することになります。

県内外の自治体が「共謀罪」法案反対や慎重審議を求める意見書を国に提出しています。

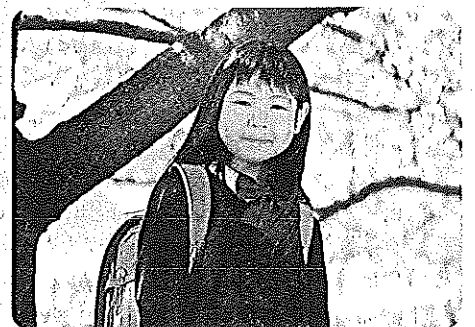
採択を求めましたが、不採択とされました。

少人数学級の推進と義務教育費 国庫負担を2分の1に復元を **採択**

日本は、OECD諸国に比べて1学級あたりの児童生徒数や教員1人あたりの児童生徒数が多くなっています。障がいのある子どもやいじめ、不登校など、子どもたちにきめ細かい対応が十分できないなど教員への過重負担が大きな問題となっています。

国の教育予算削減をやめさせ、少人数学級推進のためにも教育予算増額が必要です。

全議員がこの請願に賛成し、国に意見書を提出することを決定しました。



臨時議会

7月27日に臨時議会が開かれ、副議長や各常任委員の役職を決定しました。

岸本たてきは総務教育常任委員を引き続き担当します。

高木えりは福祉環境常任委員を引き続き担当し、1年間都市計画審議委員となりました。

請願者の補足説明が
できなかった
ことについて



請願を審議する各常任委員会において、請願者は3分間補足説明をすることができます。しかし、6月議会では請願者が申し込みをしているのに議会運営協議会で補足説明は不要と判断しました。請願者は市民の声を直接聞く議会を求めています。

9/5(火)	全議案上程(質疑、付託)	第1日	9/12(火)	総務教育常任委員会(事務事業評価、決算審査)	休 会
6(水)	各常任委員会(補正、条例)	休 会	13(水)	福祉環境常任委員会(事務事業評価、決算審査)	
7(木)	代表質問、一般質問	第2日	14(木)	建設経済常任委員会(事務事業評価、決算審査)	

9/27(水)	委員会審査報告(質疑、討論、採決) 追加議案上程(即決)	第4日
---------	---------------------------------	-----